統計リテラシー向上に向けた一般用ミクロデータの作成について

擬似ミクロデータ

試行

- ・ 統計法第33条第1号の規定に基づき、「統計的研究」として調査票情報を活用。
- 調査票情報から高次元クロス表を作成し、そこから統計量を導き、その統計量を満たすデータを乱数により発生させ、ミクロデータの形式として作成したもの。
- 現在は、全国消費実態調査の擬似ミクロデータを試行提供中。



- ・一般供用を可能とするため、調査票情報を用いずに作成
- ・結果表に併せ必要な統計量を導き、作成を検討

将来像

一般用

大学、高等学校等における 教育用として広く使用できる ミクロデータとして提供

企業経営における統計的手 法の学習用データ、システム 検査用データ等として提供

現行の提供ミクロデータ

学術·高等教育用

匿名データ (法第35条、36条)

(提供条件)

- ①学術の発展に資すると 認められる場合
- ②高等教育の発展に資すると認められる場合

研 究 用

調査票情報(法第33条第2号)

(提供条件)

- 次の統計を作成する者に提供
- ①行政機関等が委託又は共同 研究において作成する統計
- ②科研費等の対象となる研究 に係る統計
- ③行政機関等が政策の企画 立案等に必要な統計

